

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月22日

【会社名】 株式会社商工組合中央金庫

【英訳名】 The Shoko Chukin Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関根正裕

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03(3272)6111（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 垂石享

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目10番17号

【電話番号】 03(3272)6111（代表）

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 垂石享

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 20,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社商工組合中央金庫 大阪支店  
(大阪府大阪市西区阿波座一丁目7番13号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年2月1日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び2024年2月16日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2024年2月22日に券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額並びに社債の利率等を決定し、同日買取引受契約を締結しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行社債(短期社債を除く。)

券面総額又は振替社債の総額の欄

発行価額の総額の欄

利率の欄

利息支払の方法の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

##### 2 社債の引受け及び社債管理の委託

(1) 社債の引受け

##### 3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

券面総額又は振替社債の総額の欄

(訂正前)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円(注)15
------------------	-----------------

(訂正後)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
------------------	------------

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額(円)	金10,000百万円(注)15
------------	-----------------

(訂正後)

発行価額の総額(円)	金20,000百万円
------------	------------

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	<p>1. 2024年3月4日((注)16)の翌日から2029年5月9日まで 年(未定)%(条件決定時の第355回日本国債の流通利回り(年2回複利ベース)に 1.80%を加えた率~同利回りに1.95%を加えた率を仮条件とし、需要状況を勘案 したうえで、2024年2月22日から2024年2月27日までのいずれかの日(以下「条件 決定日」という。)に決定する予定である。)とする。</p> <p>2. 2029年5月9日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められる6ヶ月日本円タイ ポーに(未定。ただし、本「利率」欄第1項の利率から、当該利率の決定時点にお いてリフィニティブJPYSB6DIRS=TRDT頁(またはその承継頁)の「Realtime」の列に 表示されている5年物円スワップのビッド・レートとアスク・レートの平均値(算 術平均値を算出したうえで、小数点第3位以下を切り上げる。)を控除した値とす る。)を加算したものとす。ただし、かかる利率が0%を下回る場合は0%と する。</p>
-------	--

(訂正後)

利率(%)	<p>1. 2024年2月29日の翌日から2029年5月9日まで 年2.162%とする。</p> <p>2. 2029年5月9日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められる6ヶ月日本円タイ ポーに1.492%を加算したものとす。ただし、かかる利率が0%を下回る場合は 0%とする。</p>
-------	---

## 利息支払の方法の欄

(訂正前)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 2024年3月4日((注)16)の翌日から2029年5月9日までの本社債の利息については、2024年5月9日を第1回の支払期日として、以後の各支払期日に、各々以下により計算される金額を支払う。ただし、支払期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>2. 適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2銀行営業日前(以下「利率基準日」という。)の午前11時現在のリフィニティブ17097頁(一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(または日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標の運営を承継するその他の者。以下「タイボー運営機関」と総称する。)が運営する日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標を表示するリフィニティブの17097頁またはその承継頁をいい、以下「リフィニティブ17097頁」という。)に表示される日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標のうち6ヶ月物の金利(またはその後継指標。以下「6ヶ月日本円タイボー」という。)に(未定。ただし、別記「利率」欄第2項の利率の決定時における6ヶ月日本円タイボーへの上乗せ幅と同値とする。)%を加算したものとし、各利率基準日に当金庫が決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(5)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>本号 に従って当金庫が独立アドバイザーを選任できない場合または本号 に従って独立アドバイザーが代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定できない場合、(a)本号 の規定にかかわらず、当金庫は、その単独の裁量で、6ヶ月日本円タイボーに最も相当すると誠実にかつ商業上合理的な方法で決定するレートをもって、代替参照レートを決定することができ、(b)当金庫が代替参照レート決定期限の翌2銀行営業日までに代替参照レートを決定できない場合には、適用利率は、本項第(2)号もしくは第(3)号に従って定める6ヶ月日本円タイボーに(未定。ただし、別記「利率」欄第2項の利率の決定時における6ヶ月日本円タイボーへの上乗せ幅と同値とする。)%を加算した利率または本項第(4)号に従って定める利率とし、当金庫がこれを決定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
---------	---

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(2) 2024年 2 月 29日の翌日から2029年 5 月 9 日までの本社債の利息については、2024年 5 月 9 日を第 1 回の支払期日として、以後の各支払期日に、各々以下により計算される金額を支払う。ただし、支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>2. 適用利率の決定</p> <p>(1) 別記「利率」欄第 2 項の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日の 2 銀行営業日前(以下「利率基準日」という。)の午前11時現在のリフィニティブ17097頁(一般社団法人全銀協TIBOR運営機関(または日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標の運営を承継するその他の者。以下「タイボー運営機関」と総称する。)が運営する日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標を表示するリフィニティブの17097頁またはその承継頁をいい、以下「リフィニティブ17097頁」という。)に表示される日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標のうち 6 ヶ月物の金利(またはその後継指標。以下「6 ヶ月日本円タイボー」という。)に1.492%を加算したものとし、各利率基準日に当金庫が決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(5)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>本号 に従って当金庫が独立アドバイザーを選任できない場合または本号 に従って独立アドバイザーが代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定できない場合、(a)本号 の規定にかかわらず、当金庫は、その単独の裁量で、6 ヶ月日本円タイボーに最も相当すると誠実にかつ商業上合理的な方法で決定するレートをもって、代替参照レートを決定することができ、(b)当金庫が代替参照レート決定期限の翌 2 銀行営業日までに代替参照レートを決定できない場合には、適用利率は、本項第(2)号もしくは第(3)号に従って定める 6 ヶ月日本円タイボーに1.492%を加算した利率または本項第(4)号に従って定める利率とし、当金庫がこれを決定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 後略 &gt;</p>
---------	---

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	2024年 2 月 27日(注)16
------	--------------------

(訂正後)

申込期間	2024年 2 月 22日
------	---------------

払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	2024年 3 月 4日(注)16
------	-------------------

(訂正後)

払込期日	2024年 2 月 29日
------	---------------

欄外注記

(訂正前)

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当金庫はR & IからA - の信用格付を条件決定日に取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「J C R」という。)

本社債について、当金庫はJ C RからA + (シングルA プラス)の信用格付を条件決定日に取得する予定である。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止や元利金支払義務の免除が生じた場合、当該支払停止や免除は「債務不履行」にあたらぬが、J C Rでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03-3544-7013

< 中略 >

4 財務代理人

(1) 当金庫は、株式会社みずほ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2024年2月27日((注)16)付株式会社商工組合中央金庫第2回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)財務及び発行・支払代理契約証書を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する予定である。

< 中略 >

- 15 券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額については、有価証券届出書提出日における見込額でありませんが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、2024年2月17日から2024年2月27日までのいずれかの日に正式に決定する予定であります。したがって、最終的な券面総額又は振替社債の総額及び発行価額の総額は、需要状況次第で上記の金額と相違する可能性があります。なお、最も増額した場合は、20,000百万円となる可能性があります。
- 16 申込期間及び払込期日については上記のとおり内定しておりますが、条件決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で2024年2月16日から2024年2月27日までを予定しておりますが、実際の条件の決定については、2024年2月22日から2024年2月27日までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「2024年2月22日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「2024年2月29日」となる可能性があります。

(訂正後)

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当金庫はR & IからA - の信用格付を2024年2月22日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「J C R」という。)

本社債について、当金庫はJ C RからA + (シングルA プラス)の信用格付を2024年2月22日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止や元利金支払義務の免除が生じた場合、当該支払停止や免除は「債務不履行」にあたらぬが、J C Rでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号03-3544-7013

< 中略 >

4 財務代理人

- (1) 当金庫は、株式会社みずほ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2024年2月22日付株式会社商工組合中央金庫第2回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約及び劣後特約付)財務及び発行・支払代理契約証書を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託している。

< 後略 >

(注)15及び16の全文削除



## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定 (注) 1	1 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金60銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
計	-	10,000 (注) 2	-

(注) 1 各引受人の引受金額については、2024年2月17日から2024年2月27日までのいずれかの日に決定し、条件決定日に買取引受契約を締結する予定であります。

2 引受金額の合計額については、有価証券届出書提出日現在の見込額であり、2024年2月17日から2024年2月27日までのいずれかの日に正式に決定する予定であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	10,000	1 引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金60銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	8,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
計	-	20,000	-

(注) 1 及び 2 の全文削除

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	72	9,928

(注) 1 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	136	19,864

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 1 の全文削除及び 2 の番号削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額9,928百万円は、全額を2024年9月末までに、中小企業への貸出金及び人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払い等の一般運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

上記の差引手取概算額19,864百万円は、全額を2024年9月末までに、中小企業への貸出金及び人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払い等の一般運転資金に充当する予定であります。